

パリ日本人学校における特別支援教育への取組

前パリ日本人学校 教諭

群馬大学教育学部附属特別支援学校 教諭 長谷川 基

キーワード：在外教育施設，特別支援教育，個別の指導計画

1. はじめに

国立特別支援教育研究所の調査（国立特別支援教育総合研究所ジャーナル創刊号）によると、在外教育施設において、特別支援教育に対する状況が「整っている」、「整備する予定である」と回答したのは、調査に回答があった全体の18%であった。また、同調査によると、特別な支援が必要な子どもの受入について、「環境が十分整っていないため、基本的に通常の学級で学ぶことが可能であれば受け入れる」という回答が最も多かった。特別支援教育へのニーズに対して、体制が十分ではないことが分かる。

在外教育施設では、特別支援教育を実施していく上で、人材、費用、施設、設備、指導体制、専門機関との連携等々、さまざまな課題がある。しかし、国内外を問わず、全ての児童・生徒によりよい教育を保障していけるようにすることは、教師として当然の願いでもある。

私が平成21年に着任したパリ日本人学校は、2004年から特別支援教育をスタートしている。在外教育施設という性格上、日本国内以上に制約や課題があり、それらを克服すべく努力を重ねている。そこで、私が在籍した平成21年度から23年度を中心として、パリ日本人学校における特別支援教育への取組の実際と運営上の課題を紹介する。

2. パリ日本人学校における特別支援教育の実際

(1) パリ日本人学校の概要

パリ日本人学校は、昭和48年、パリ市内に開設された。校舎の老朽化や児童・生徒数の増加に伴い、平成2年、パリから南西約30kmほどにある Montigny 市に、日仏の文化の交流点として現在の校舎を建築、移転し、現在に至る。「明るく 仲よく たくましく ～あなたを大切にできる学校～」を学校教育目標に掲げ、小・中学部合わせて200名前後の児童・生徒が、日々、学習や運動などに励んでいる。

平成23年度現在、学級数は、小学部1年生から中学部3年生まで各1学級、全9学級であった。職員構成は、文部科学省派遣職員が13名、現地採用講師が6名、養護教諭1名、事務官が4名であった。

(2) 特別支援教育に対する基本方針

パリ日本人学校では、「知的障害や身体障害に加え、発達障害や心のケアを必要とする児童・生徒一人一人の状態、能力及び特性に応じ、可能な限りふさわしい教育的支援・指導を行う」こと、「日本語能力に課題が認められる児童・生徒については特別支援教育の体制の中で対応する」こととしている。

特別な支援や配慮の必要性について、編入学前に管理職、及び、特別支援教育担当が本人、保護者と面談を行っている。障害を有し、学習や日常生活上の基本動作等の多くについて指導や支援が必要な児童・生徒を特別な支援が必要な児童・生徒ととらえている。また、日本語能力、情緒の安定等に課題を有し、特定の内容についての指導、または、支援が必要な児童・生徒を特別な配慮を必要とする児童・生徒ととらえている。なお、この判断にあたっては、学校外の専門家の意見を聴き、特別支援部会、運営委員会、職員会議を経て決定していく。受入にあたっては、保護者、または、保護者の責任に基づき、保護者に代わる支援者が付き添うことを条件としている。

特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒は、通常の学級に在籍し、TTによる指導を受けたり、必要な教科、内容等について、特別支援教室（通称：ほんほん教室）を中心とした教室にて、個別、または、少人数による学習指導を行ったりしている。

また、学習や生活上の様子、諸課題については、特別支援教育担当、学級担任で構成する特別支援部会にて報告、検討を行い、職員会議で全職員に周知する。こうして、特別支援教育担当者や担任、授業者だけでなく、全職員で指導や支援にあたることを基本としている。

(3) 特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒数

平成21～23年度4月における特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒数は次のとおりであった。

| 年 度 | 特別な支援を必要とする児童・生徒 | 特別な配慮を必要とする児童・生徒 |
|--------|------------------|------------------|
| 平成21年度 | 3名 | 1名 |
| 平成22年度 | 2名 | 3名 |
| 平成23年度 | 3名 | 5名 |

（転出入のため年間を通じて若干の増減あり）

(4) 指導体制

指導体制は4月に仮決定し、1か月間の試行を経て決定する。年間を通じて、特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒が増えても、授業者や時数を増やすことが困難なため、年度当初に決定した体制で指導や支援にあたることとしている。

平成21、22年度は、特別支援教育担当が個別指導の多くを担当し、その他に5名の教師（管理職、講師を含む）が、個別指導、TTにあたった。

平成23年度は、6名の教師（管理職、講師を含む）が、個別、少人数指導、TTにあたり、特別支援教育担当がその調整を行った。

(5) 外部機関、専門機関との連携

パリ日本人学校では、特別な支援や配慮の必要性を判断する際、学校外の専門家の意見を聴くこととしており、臨床心理学博士の資格をもつ在仏邦人の方に知能検査を依頼し、専門的な意見をもらっている。また、週1回、認定心理士の資格をもつ在仏邦人の方に、特別支援教育ボランティアとして授業に参加してもらっている。

(6) 課題

①児童・生徒の実態や課題等の引継について

平成23年度の取組における大きな反省の一つとして、児童・生徒の実態や課題、学習内容や支援方法等を前年度から具体的に引継ぎ、新年度をスタートすることができなかったことが挙げられる。その結果、授業者が児童・生徒の実態や課題を把握するために多くの時間を要した。また、特別な支援や配慮が必要な児童・生徒が転出する際の円滑な引継ができるようにしていくことが課題となった。

②指導体制について

平成23年度は、前年度までよりも少人数指導が増加した。実態や課題、学年が異なる児童・生徒を同時に指導することになり、その内容を充実させることが難しかった。さらに、一定教科による取り出しができず、在籍学級での学習と個別や少人数による学習の教科、内容を調整することが困難であった。

個別指導や少人数指導の内容を充実させると同時に、学校全体の授業予定の組み方が課題となった。

③外部機関，専門機関との連携について

知能検査等を在留邦人の専門家に依頼できることは、言葉の壁が大きい海外においては幸いなことである。また、特別支援教育ボランティアとして授業に参加してもらっている方は、授業への参加だけでなく、保護者が気軽に相談をすることができる相手として、重要な役割を果たしてくれている。さらに連携して子どもたちの指導や支援にあたることができるように、関係を深めていくことが必要である。

④学校教育修了後の生活に向けて

フランスには、日本における特別支援学校と同様の施設がある。しかし、言葉の壁、そこで行われている教育の内容の違い等の理由から、現実的に通うことが難しい。特に、長期にわたるフランス滞在、または、永住の場合、卒業後は在宅を余儀なくされることも懸念される。学校として、学校教育修了後のフランス国内における進路の情報について把握し、蓄えていく必要がある。

(7) 課題に対する改善の試み

①児童・生徒の実態や課題等の引継について

派遣職員が3年前後で入れ替わる日本人学校にあって、系統的、継続的に指導を重ねていけるようにするための引継が重要である。そこで、従来より使用していた個別の指導計画の様式と扱い方を見直すことで、引継を充実させることを考えた。

まず、「できるようになりつつあり、定着を図りたいこと」「新たにできるようになってほしいこと」を担当と授業者が共同して記入するシートを作成した。これにより、具体的な実態や課題を資料として引き継ぐことができると考えた。

これを受けて、個別の指導計画を作成することとした。およそ3年、1年、半年というスパンで達成したい目標を系統的に記すとともに、その目標を達成する上で必要な課題、目標に対する評価を一覧として記すようにした。次年度に向けては、前年度の担任がこれを作成し、次年度の担任が修正を加えるようにしていくことができれば、児童・生徒の実態や課題、指導や支援の方向性をこれまでよりも具体的に引き継いでいくことが可能になると考えた。

このような書類を整えておくことは、学校内の引継に限らず、日本への帰国の際にも有効な資料になり得ると考えた。

②指導体制について

平成23年度における反省から、平成24年度に向けて、特別な支援や配慮が必要な児童・生徒への指導体制について早期から調整を行い、単一教科での取り出しができるように、また、できる限り個別指導が実現できるように調整を行った。さらに、特別支援教育担当者が個別、あるいは少人数指導に携われるように調整を行った。

③外部機関，専門機関との連携について

平成23年に、在仏日本人会内に「子ども発達相談室」が立ち上がった。これは、パリ日本人学校において、特別支援教育ボランティアとして協力をしてもらっている方、知能検査を依頼している方々が協力して立ち上げたものである。今後、さらに良好な協力関係を築いていくことが望まれる。

④学校教育修了後の生活に向けて

③で紹介した子ども発達相談室の協力を得て、パリ日本人学校に在籍する生徒の卒後の生活を視野に入れて、現地教育施設の見学を実現することができた。学校教育修了を控えた生徒の保護者も一緒に参加することで、保護者、教師が情報を共有し、卒後の生活に向けた具体的な課題を考える貴重な場となった。このような取組を継続的にを行い、情報を蓄えていくことによって、学校教育修了後の生活を見通した指導が可能になると考える。

3. おわりに

ここに挙げた他にも課題はある。例えば、受入の条件となる「保護者、または、保護者の責任に基づき、保護者に代わる支援者が付き添うこと」である。これは、さまざまな面で保護者への負担が大きくなる。在外教育施設には、公立学校的な要素と私立学校的な要素がある。公立学校的な視点から考えると、保護者への負担を大きくすることは避けなければならない。しかし、私立学校的な視点から考えると、個別指導を行うことは公平感を欠くことにならないとは言いきれない。これについては、職員間でも議論になるところである。しかし、このような点も含めて、パリ日本人学校では全職員で意見交換をし、理解の共通化を図ったうえで、全校体制で指導や支援を行っていく素地ができていた。この点が大変重要であったと受け止めている。

日本国内における特別支援教育に対するニーズは、年々増加しており、その内容も多様になっている。これは、パリ日本人学校でも同様であり、他の在外教育施設においても当てはまることだろう。しかし、特別支援専任の教師を配置することが難しい在外教育施設において、常に専門的な知識や技術を取り入れ続けることは非常に難しい。各施設において、その国や地域、学校の状況に応じた努力を重ね、その経験知を蓄積していくことの重要性を感じた。